

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

わが国では、依然として少子高齢化が進行しています。

平成20年の合計特殊出生率（一人の女性が一生に平均して何人の子どもを生むかという推計）は1.37で、平成15年の1.29と比べると増加していますが、出生率（人口千人あたりの年間の出生児数の割合）は、平成15年8.9に対して平成20年8.7であり、まだ少子化の進行に歯止めがかけられていない状況にあります。

平成18年に発表された「日本の将来推計人口」によると、現在の少子化の傾向が続けば、50年後には、人口は9千万人を割り込み、1年間に生まれる子どもの数が現在の半分以下、高齢化率は40%を超えるという厳しい見通しが示されています。

少子化の進行は、労働力人口の減少や、現役世代の経済的負担増の影響だけでなく、地域社会の活力の低下など社会的影響も懸念されています。

国においては、少子化の流れを変えるため平成14年9月に「少子化対策プラスワン」を策定し、保育を中心としてきた従来の取り組みに加え、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子供の社会性の向上や自立の促進」など、仕事と子育ての両立支援の取組指針を示し、平成15年7月「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体及び企業に対し、集中的・計画的な取り組みを促進する行動計画の策定が義務付けられました。

その後、平成16年に発表された「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（「子ども・子育て応援プラン」）に基づき、若者の自立や働き方の見直し、地域の子育て支援など、総合的な取り組みが進められました。平成19年12月には、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられ、就労と出産・子育ての二者択一の状況を解消するため、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現（ワーク・ライフ・バランス）」と、「就労と子育ての両立、家庭にお

ける子育てを包括的に支援する枠組みの構築」の二つの取り組みを進めることにより、結婚や出産を実現できる環境を整備することが重要であるとする方針を打ち出しました。

このような動きを受けて、本市においても多様化する子育てニーズに対応するため、保育サービス、育児相談、児童館活動などの充実、妊婦及び乳幼児の健康確保のための母子保健の推進、児童の健全育成に向けた学校教育の充実などを図り、さらには、愛知県では初となる江南市男女共同参画都市宣言を行うなど、女性が働きやすい環境づくりへの支援を積極的に推進してきました。

そして、それらの事業における「目標達成のための行動計画」として、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間を第 1 期とした「次世代育成支援行動計画（前期計画）」を作成し、この間、様々な取り組みを行ってきました。

本計画では、前期計画を踏まえ、市民の皆さんが安心して子どもを産み育てることが出来る「子育てしやすいまち」にするため、総合的かつ計画的に子育てを支援する施策を推進していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、推進法第8条の規定により策定するものです。前期計画の検証をふまえて、子どもたちと子育て家庭への支援について、今後の課題に対応する施策などの「目標達成のための行動計画」を示すものです。

前期計画において、利用者や利用希望がない、または少ないなどの理由で21年度目標値が未達成の施策の検証や、未実施であっても他の施策や方向性で対応可能なものなどの整理を行いました。

また、計画の推進にあたっては、江南市戦略計画に基づき各種計画との整合性を図ります。

3 計画の期間

推進法に基づき、平成17年度から平成21年度までの5か年を第1期（前期計画）とし、平成21年度に前期計画の見直しを行い、平成22年度から平成26年度までの5か年を第2期（後期計画）として策定します。

なお、計画期間中においても、社会情勢の変化や子育て支援のニーズに対応するため、必要に応じて事業などの見直しを行います。

平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
計画期間（前期計画）									
				見直し	計画期間（後期計画）				

